

転入のチェックリスト 2018.4.1～

☑	No.	項 目	要 件 追加要件の必要な場合があります。	誰 が	担当窓口	場 所	その他手続き可能場所				
							阿寒	音別	阿寒湖 温泉支 所	支 所	
	1	住民登録と住居地の届け出 (14日以内)	①転入の場合→前住所地で交付された転出証明書、在留カード等(※1) ②入国の場合→パスポート及び在留カード等(※1)	本人 16歳未満は同居の親族	戸籍住民課	防災庁舎2階	○	○	○	×	
	2	印鑑登録の手続き	在留カード等(※1)など本人確認資料、登録印鑑	本人	戸籍住民課		○	○	○	○	
	3	国民健康保険の手続き	パスポート及び在留カード等(※1)または3カ月以上の日本滞在を証明する書類が必要	3カ月以上滞在される方 他の保険に入っていない外国人	国民健康保険課		○	○	○	×	
	4	乳幼児・ひとり親家庭・重度心身障がい者の医療給付	日本の医療保険制度に加入していること	いずれかに該当する場合 ①子供(12歳以下)がいる家庭 ②ひとり親家庭 ③重度の障がいがある	医療年金課		○	○	○	×	
	5	国民年金の手続き	入国の場合 在留カード等(※1)、お持ちであれば年金手帳	20歳以上、60歳未満の方			○	○	○	×	
	6	後期高齢者医療制度の手続き	パスポート及び在留カード等(※1)または3カ月以上の日本滞在を証明する書類	75歳以上の方			○	○	○	×	
	7	①児童手当 ②児童扶養手当	保護者が釧路に住民登録があり、児童が日本国内に住民登録がある場合	①15歳以下の子供のいる家庭 ②18歳以下の子供のいるひとり親家庭	子ども支援課		○	○	※2	×	
	8	釧路市予防接種のしおり	転入・入国の際、戸籍住民課で配布	釧路市に在住する未就学児	健康推進課		防災庁舎4階	○	○	○	○
	9	小学校・中学校への転校	前の学校が発行する在学証明書が必要	保護者	教育委員会 学校教育課		MOO 4階	○	○	※3	×
	10	介護保険の要介護認定の継続手続き	前住所地で要介護認定または要支援認定を受けていた方(受給資格証明書が必要)	本人または家族	介護高齢課		防災庁舎3階	○	○	※3	×
	11	ごみの処理	ごみの分別方法・収集カレンダーの排出方法でごみ出しすること。	どなたでも	環境事業課	0154-31-4551	○	○	○	×	
	12	ごみの袋の支給 ①0歳児 ②要介護者 ③重度障がい者	①転入・入国の際、戸籍住民課で母子手帳を提示	①0歳児のいる家庭	戸籍住民課	防災庁舎2階	○	○	○	○	
			②釧路市から家族介護用品支給決定を受けた方 ③釧路市から日常生活用具(紙おむつ)給付決定を受けた方	②③釧路市から認定を受けている方	環境保全課	本庁1階	○	○	○	×	
	13	飼い犬の登録		犬を飼っている方	環境保全課		○	○	○	×	
	14	上下水道の利用開始		上下水道利用者	上下水道料金お客様サービスセンター	0154-43-2161	○	○	○	×	
	15	電気の利用開始		電気利用者	北海道電力㈱ 北電契約センター	0120-12-6565					
	16	ガスの利用開始		ガス利用者	釧路ガス㈱	0154-22-8101					
	17	郵便物の転送 (前住所から現住所へ)	郵便局の指定する転居届に記載し投函 戸籍住民課にも用紙あり	どなたでも	市内郵便局						
	18	運転免許証の住所変更			釧路警察署	0154-23-0110					

※1 特別永住者の場合は特別永住者証明書 ※2 児童手当のみ受付可能 ※3受付のみ可能